

航空機乗組員のアルコール検査実施要領

1. 目的

本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章3-5、第3章3-4及び第4章3-4に基づき運航規程に規定する航空機乗組員のアルコール検査に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。

2. 検査

航空機乗組員によるアルコール検査は以下に示す方法・機器により行うものとする。

(1) 検査方法

- a 航空機乗組員は、アルコール検知器を使用し、一連の飛行^{※1}前後にアルコール検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{※2}。
- b 検査にあたり、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則、航空機乗組員及び客室乗務員以外で、アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者が適切と認めた者が立ち会い^{※3}、検査が適切に行われていることを確認すること。
- c アルコール検査の結果(日時、便名、測定者及び立ち会い者の氏名、数値など)についての記録を作成し、少なくとも一年間^{※4}保存すること。

※1 一連の飛行とは、機内で次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行（飛行間における間隔が2時間以内である場合に限る。）をいう。

※2 機器が表示する下限値及び計測方法（やり直し回数等）は、製造事業者が機器の誤差や口中・空気中のアルコール成分の影響を考慮し呼気中のアルコール濃度が正確に検知できると定める下限値及び計測方法とすることができる。

※3 検査時の不正防止対策として、モニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合及び運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港に着陸した場合は、立ち会いは不要とすることができる。また、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、乗務後のアルコール検査において立ち会いは不要とすることができる。

- ・操縦室と客室にドアがない機体を使用する場合
- ・飛行前に乗務員の荷物検査を行いアルコールが無いことを会社が確認し、かつ、機内でアルコールを販売しておらず運航中にアルコールを入手できないなど操縦士が飲酒する可能性が低いと認められる場合

※4 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員が退職後1年経過するまでの間保存が必要。

(2)アルコール検知器

検査に使用するアルコール検知器は以下の仕様を満たすこと。

- a 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し数値を表示できること。
- b 表示するアルコール濃度の数値の単位は0.01mg/l以下であること。
- c 使用するアルコール検知器は、製造事業者の定めに従い適切に管理・運用されているものであること。

附則（平成31年1月31日）

1. この基準は、平成31年1月31日から適用する。